

論壇

大企業承継時代における税理士の果たすべき役割

I. はじめに

近年、中小企業を取り巻く状況は大きく変化しており、それに伴い事業承継のあり方についての様々な議論が進んでいる。中小企業庁のデータによると、1999年には約486万もあった中小企業数が、2014年には約381万となり、15年間で約100万も減少している。さらに今後10年の間に、70歳を超える経営者の数は約245万人と見込まれ、そのうち約半数の127万(日本企業全体の約3割)が後継者をまだ決めていない状況にあるという。

中小企業庁では、「事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会」及び「事業承継ガイドライン」改訂小委員会」を発足し、そこでの検討を経て、平成28年12月5日に、10年ぶりの改訂となる「事業承継ガイドライン」を公表した。またそれに伴い、事業承継の支援をめぐる様々な働きかけや動きが加速している。このような中小企業の実業承継環境の中で、中小企業の減少は、日本経済のインフラの弱体化につながり、経済成長の大きな足かせになると同時に、これらの企業をクライアントとしている税理士にとっても重要な問題といえる。

今回はこの加速する大企業承継時代に、われわれ税理士が職業専門家としてどのように向き合っていくべきかについて考察したい。

II. 加速する事業承継の支援施策

中小企業庁は「事業承継ガイドライン」に基づき、中小企業を取り巻く事業承継支援について次のような積極的なサポート活動を行っている。

① 金融機関、商工会、商工会議所等の「事業承継診断断票(相対用)」の活用

経営者にとって身近な支援機関である金融機関や商工会・商工会議所等の実務担当者は、日常の経営者との関わりの中で、「事業承継診断断票(相対用)」に基づく対話を通じ、経営者

に対して事業承継に向けた準備のきっかけを提供する取り組みをスタートした。

② 経営者への直接的な働きかけとしての「事業承継診断票(自己診断用)」の活用

「事業引継ぎ支援センター」ではダイレクトメールによる「事業承継診断(自己診断用)」を実施しており、中小企業経営者が自身の置かれた状況を把握し、積極的な事業承継に向けた準備を促す取り組みを行っている。

III. 国から地方への施策移行に伴い各地域会の体制強化を!

平成29年4月1日より、中小企業経営承継円滑化法による支援の適用のうち、事業承継税制(非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例)と金融支援制度の適用を受けるために必要な書類の提出や手続きの相談窓口が、これまでの経済産業局ではなく、申請した企業の主たる事務所が所在している都道府県に変更された。

これにより各都道府県の関係部署は大変慌ただしく行政手続きの準備を行って

これらの諸施策は好むと好まざるにかかわらず、我々のクライアントにも例外なく実施されているのである。

詳しくは、中小企業庁のホームページから参照してほしい。

事業承継ガイドライン(PDF形式)：4601KB
http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2016/16120/shoukei.pdf

IV. 税理士の目線でみる相続税制

昭和29年以降平成14年までの相続税の最高税率は、ほぼ70%(昭和50年〜昭和62年・75%)という高水準であり、私の記憶ではその当時の相続を体験した富裕層は「相続が3代続くと財産はなくなる」と嘆いていた時代であった。つまり、それまでの事業承継の一番大きな課題は「相続税の負担をいかに軽減できるか」という相続対策が主流であった。平成15年から相続税の最高税率が50%(平成27年からは55%)となり、事業承継支援業務の中での

「税負担」の課題は、他の事業承継における経営上、法律上、金融上の課題等と相対的に低くなったとはいえ、また事業承継の中心的な地位にあり、アンケートによれば経営者の相談相手としてやはり「税理士」という声が一番多い。

しかしながら、個々の税理士の視点に立ってみると、現在の税制や通達に拘束されながら事業承継支援業務を行っており、本来あるべきはずの税制というよりも現状の税制に縛られているように感じる。

V. 時代に即応した事業承継税制の改正を!

平成21年度税制改正で創設された非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度(事業承継税制)は、その後改正され注目を浴びている。しかしながら、ひとりの税理士としては次の点に課題があるように思う。

① 公平な税負担の観点からみると、利用状況が

一部の富裕層であり、大部分の中小企業には活用されていない。

② 本来国民に理解と納得のできる税制であるべきなのに、発行済議決権株式数の3分の2、相続税における課税価格の80%などの制約により、一般の経営者がその効果を計測するこ



城所弘明 【芝】

VI. 信頼感を得る顧問税理士像の確立

とが難しい。

③ 中小企業が税制を活用する際に必要な手続きは、適正な範囲内の事務負担で行えるべきであるが、5年間の都道府県への報告と税務署への届出、さらにその後継者が事業を継続する限り3年おきの届出が要求されるなど、その手続きは煩雑である。

このような点について、大企業承継時代に適合する税制改正を行う必要があり、中小企業が分かりやすく活用しやすいものに変えていくことは時代のニーズである。現場の経営者の意見を聞くと、納税猶予ではなく免除、発行済議決権の3分の2から100%、相続税の課税価格の80%から100%などの税制緩和の拡大を希望する声が多く見受けられる。平成30年度税制改正においては、事業承継税制の抜本的拡充がなされ、前述の課題の大部分については改善されるようだ。

しかしながら、「納税猶予」から「免除」への制度移行は未だに不完全である。これについては、今後議論すべき課題と言える。

われわれ税理士はその時々々の社会の要請に応じた直接的かつ迅速な対応が求められている。

近年、相続増税時代や大企業承継時代などをビジネスチャンスと考える他分野の専門家・金融機関・不動産業・保険業が急増している。

しかしこれらの者とわれわれ税理士が大きく異なる点も、専門家としての加重ともいえる責任にある。中小企業をヒトに例えるならば、経営者とはいわば企業の「心臓部分」であり、事業承継での経営者交代は「心臓移植手術」と同じように大変な事柄といえる。その中心的な位置にいるわれわれ税理士は、「心臓移植手術の執刀医師」として、義務と大きな責任が課されているように思う。

特に近年の判例をみると、税理士の責任は重負担の傾向にあり、税法に関する専門家として、租税法に規定された納税義務の適正な実現のために「高度な善管注意義務」を負わされている。

今後5年から10年にかけて中小企業の実業承継が大きくクローズアップされる中で、税理士は自己のスキルの更なる研鑽に努めるとともに、中小企業庁や都道府県、法務などの他分野の専門家との提携を深めながら、自己の職域の大きな柱の中に「顧問税理士主導による事業承継支援業務」を位置づけるべきではないだろうか。